

○ 総務省告示第三十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注³⁴の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
[1 略]		[1 同左]	
2 特定小電力無線局		2 [同左]	
周波数	指定周波数帯	周波数	指定周波数帯
[略]	[略]	[同左]	[同左]
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで(注1) 433.795MHzから434.045MHzまで(注2)	433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで
[略]	[略]	[同左]	[同左]
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで(注3) 57.0GHzから64.0GHzまで(注4)	60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで(注1) 57.0GHzから64.0GHzまで(注2)
61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで(注4)	61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで(注2)
[略]	[略]	[同左]	[同左]
注1 設備規則第四十九条の十四第五号イに規定する特定小電力無線局に限る。		[新設]	
注2 設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。		[新設]	
注3 [略]		注1 [同左]	
注4 [略]		注2 [同左]	
[3 ~ 6 略]		[3 ~ 6 同左]	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			